

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例																				
主管課	税務課																				
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律 (平成28年3月31日公布・同年4月1日ほか施行)																				
【改正の概要】																					
1 法人の事業税 ○ <u>所得割の税率の引下げ及び外形標準課税（付加価値割と資本割）の拡大</u> ・資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税を、現行の8分の3から8分の5に拡大することに伴う税率の変更。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>(27年度)</td> <td>⇒</td> <td>(28年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>3.1%</td> <td></td> <td>0.7%</td> <td>※暫定措置法適用後の税率、軽減税率も引下げ</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.72%</td> <td></td> <td>1.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.3%</td> <td></td> <td>0.5%</td> <td></td> </tr> </table>			(27年度)	⇒	(28年度)		所得割	3.1%		0.7%	※暫定措置法適用後の税率、軽減税率も引下げ	付加価値割	0.72%		1.2%		資本割	0.3%		0.5%	
	(27年度)	⇒	(28年度)																		
所得割	3.1%		0.7%	※暫定措置法適用後の税率、軽減税率も引下げ																	
付加価値割	0.72%		1.2%																		
資本割	0.3%		0.5%																		
2 個人の県民税 ○ <u>寄附金税額控除における特例控除額の特例の拡充</u> ・分離課税に係る課税所得のみを有する場合の寄附金税額控除における所得割からの特例控除額の上限を「1割から2割」に引上げ。																					
3 不動産取得税 ○ <u>新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日の特例措置（6月→1年）の適用期限の延長</u> ・新築が「平成28年3月31日まで」⇒「平成30年3月31日まで」																					
4 自動車取得税 (1) <u>条例で定める路線運行用の一般乗合用バスの非課税対象期限の延長</u> ・取得が「平成28年3月31日まで」⇒「平成29年3月31日まで」 (2) <u>エコカー減税の対象の見直し</u> ・平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制の導入に伴い、一定の基準を満たすバス・トラックをエコカー減税の対象に加えること。 <p style="text-align: right;">など</p>																					
施行日	平成28年4月1日（一部は公布の日）																				
【その他参考事項】																					